

令和8年5月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

令和8年5月15日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 水 野 伸 明 君	財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君
情 報 政 策 課 長 篠 宮 寛 敬 君	消 防 防 災 課 長 栗 原 幸 雄 君
税 務 課 長 小野寺 千 枝 君	市 民 課 長 田 中 めぐみ 君
高 齢 者 支 援 課 長 松 本 里 奈 君	福 祉 課 長 吉 田 智 絵 君
こども未来応援課長 土 馬 健太郎 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 佐 近 久 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
会 計 課 長 生 貫 栄 一 君	学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君
生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡 邊 弘 則 君	議 会 係 長 忍 足 篤 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

（勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて

(勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

第4 報告

報告第1号 勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について

開 会

令和8年5月15日（金） 午前10時開会

○議長（戸坂健一君） おはようございます。

ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和8年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（戸坂健一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（戸坂健一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において佐藤啓史議員及び鈴木克巳議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（戸坂健一君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承を願います。

日程第3、議案を上程いたします。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第25号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、原則、同年4月1日に施行されること等に伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいただこうとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、軽自動車税の環境性能割が廃止になること、固定資産税について、令和6年能登半島地震に係る特例措置が創設されたことによるものです。

このほか、法令の改正に伴う規定の整備をしたものであります。

以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第25号 専決処分の承認を求めることについて、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。

今の市長のほうからの説明のように軽自動車税の環境性能割の廃止、それと令和6年能登半島地震に係る特例措置の創設ということが今回の主な改正の内容であるというふうに理解をしているところですが、この令和6年能登半島地震に係る特例措置を創設ということが言われていますけども、この概要についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。令和6年能登半島地震に係る特例措置につきましては、地方税法により、被災地における住宅用地につきまして令和7年度まで課税標準額を6分の1に軽減する措置がなされておりましたが、その後も被災者支援を継続するために、令和9年度分までの2年度分について適用延長されたことにより、本条例について一部を改正したものでございます。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありますか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、能登半島地震における被災した固定資産税、これが6分の1の期間の延長というような形になってくると思います。

そうした場合に、これは私のほうの考え方なんですけども、能登半島地域の固定資産を持っている方が勝浦市に居住する等々がある可能性があるかなということがありますが、そう

しますと、この条例の適用というのは、本来、能登半島地域の市町村がその固定資産の所有者に通知をするというような形になろうかと思われまので、そうしますと勝浦のほうとしてみれば、そういうこの条文に対する周知とか、そういうものはなく、能登半島地域の市町村が行うというような私考えなんですけど、そういう考えでよろしいかお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。議員仰せのとおりでございます。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意を願います。

これより議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第25号は、承認することに決しました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第26号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部が令和8年4月1日から施行されること等に伴い、勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいただこうとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、国民健康保険税の課税額につきまして、現行の基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護分に加えて、新たに子ども・子育て支援金分も導入するものであります。

子ども・子育て支援金分の所得割については、所得割率を0.30%とし、均等割額については、被保険者均等割額の1,800円と18歳以上被保険者均等割額の100円を合算した1,900円とし、18歳未満の被保険者についての均等割額は、子どもがいる世帯の負担を増加させないため当該均等割額を免除するものであります。

また、基礎課税分の課税限度額は、1万円引き上げて67万円とし、今回新設する子ども・子育て支援金分の課税限度額を3万円にしようとするものであります。

なお、本条例につきましては、去る2月4日、勝浦市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改正の趣旨、概要について諮問し、妥当である旨、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第26号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて、勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。

今の市長の中での話の中で、子ども・子育て支援金分の新設というようなことでございました。この条例の内容につきましては、その新設、また賦課限度額の変更及び減額基準の変更、この3つかなというふうな形で考えています。

まず初めに、子ども・子育て支援分の使用目的及びこの概算額についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。市民課からは、子ども・子育て支援金分の使用目的について申し上げます。

主なものを申し上げますと、育児期間中の国民年金第1号被保険者の方を対象に、国民年金保険料の免除措置の創設、児童手当の拡充として、所得制限の撤廃、支援期間を高校生まで延長、第3子以降の増額などに充てられます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。子ども・子育て支援金の概算額につきましては、令和8年度当初予算書に記載のとおり、1,199万9,000円でございます。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、2問目ということで、この賦課限度額の変更及び減額基準の変更による本市の対象者数と、あと影響についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。賦課限度額変更による対象者数及び影響額につきましては、対象者数を世帯数に変えてお示しいたしますと、基礎課税額の賦課限度額変更の対象は26世帯、影響額につきましては26万円程度と見込んでおります。

また、減額基準の変更の対象になる世帯数につきましては、5割軽減では、基礎課税分及び後期高齢者支援金分が365世帯、介護分が130世帯、2割軽減では、基礎課税分及び後期高齢者支援金分が332世帯、介護分が116世帯、影響額につきましては、国保税算定方法の特性からちよっと試算が困難でございますが、約24%の世帯に影響すると見込んでおります。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 詳細な説明、ありがとうございました。

最後になんですけども、今のこの答弁の中で、賦課限度額の変更にしましては26世帯ということで、26万増額ですよというような話です。そのほか、5割軽減、2割軽減というのはマイナスの要素が働くかなというところがあって、これが後期支援分が365とか、332とかあるんですけども、全体で24%の世帯に影響すると。これは影響するということはマイナスに影響するというふうな考え方かなと思います。そうしますと、全体的に保険税のほうの収入等が減ってきてしまうのかなと。そうなりますと、何か支援とか、国のほうの補助とか、そういうものがあるのかどうか、最後、これだけお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。保険税の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援につきましては、今後拡充される予定でございます。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。
戸部議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 議案第26号について、理由を述べて反対討論を行います。日本共産党の戸部薫であります。簡潔に述べたいと思います。

反対理由の第1は、国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度は、けがや疾病、高齢化による健康リスクに対して重要な役割を果たしてまいりました。しかし、子ども・子育て支援金制度は、その名のとおり支援金制度であります。支援金制度と公的医療保険とは、その性格も目的も異なります。それを保険税や保険料に上乗せして、言葉は悪いですが、あたかも公的医

療保険税や保険料のごとく徴収するやり方は、極めてこれまでなかった異例でありますので、市民、国民の皆さんの理解が得られないのではないかというふうに私は考えるからであります。少子化対策、人口減少対策に本気で取り組もうとするのであるならば、私は国庫負担で施策を展開するべきだと考えます。よって私は反対いたします。

第2の反対の理由は、子ども・子育て支援金制度の導入によって、18歳以上の市民、国民にとっては、徴収される保険税や保険料が値上がりするという理由であります。市民は、物価高騰が続き、家計やなりわいのやりくりに大変な思いをしてきました。加えて、アメリカやイスラエルによるイラン攻撃で戦争状態と現在なっているわけではありますが、そのことによってホルムズ海峡を通る日本の原油輸入がストップ状態になっております。今日では、あらゆる分野において、石油関連物資の不足やさらなる物価高騰のニュースが連日のように報道されています。市民の間には不安が広がっています。そうした不安に追い打ちをかけるような保険税や保険料の値上げというものはいかがなものでしょうか。よって私は反対理由の第2に、今述べましたことを申し上げます。

以上、理由を申し上げ、反対討論といたします。よろしくお願いします。

○議長（戸坂健一君） ほかに討論はありませんか。長田議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 勝寿会の長田悟です。議案第26号 専決処分の承認について、勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成で討論をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、今の市長と、また課長のほうから説明しましたように、国で決められた制度、これにつきまして、国民健康保険につきましては、県を交えての今、運営体制になっているというようなものでございます。その中で子ども・子育て支援金分等につきましては、これは法律で決めたものであるということであり、これを市町村が否決するというような形というのは違くと、私はそういうふうに考えております。

また、国の情勢とかを見ますと、そういう意見もございしますが、この条例を反対するような事由ではないというふうに私は考えますので、私はこの税条例の一部を改正する条例に賛成の意をして討論にさせていただきます。

○議長（戸坂健一君） ほかに討論はありませんか。岩瀬議員。

〔5番 岩瀬 清君登壇〕

○5番（岩瀬 清君） この第26号ですか、この議案に関しまして支援制度、支援事業と税制上での関係で、私もちょっと異議を感じましたので、突然ですけれども、反対の意見を申し上げたいと思います。

本来、支援するのであれば、支援ということでの何らかの処置が必要だと思います。また、制度的に幾ら上層の国、県等が制定したものであっても、それに対して、はい、そうですかと全てにおいて賛成するということは、私は承服できません。

以上の理由から、私はこの条例の制定については反対したいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意を願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第26号は、承認することに決しました。

報 告

○議長（戸坂健一君） 日程第4、報告であります。

報告第1号 勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更についての報告について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第1号 勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について、申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定した本計画について、上位計画である新型インフルエンザ等政府行動計画及び千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことに伴い、その内容を改定したものであります。主な改定内容については、対策項目の拡充や幅広い感染症に対応する対策の整理などであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもって、報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前11時00分 開議

副 議 長 辞 職 の 件

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の久我恵子議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。渡邊事務局長。

〔事務局長 渡邊弘則君登壇〕

○事務局長（渡邊弘則君） 辞職願。

今般一身上の都合により、勝浦市議会副議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

令和8年5月15日。

勝浦市議会副議長、久我恵子。

勝浦市議会議長、戸坂健一様。

○議長（戸坂健一君） お諮りいたします。久我恵子議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、久我恵子議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

前副議長、久我恵子議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。
久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、副議長退任に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

令和5年5月に議員各位の御推挙をいただきまして、3年という長きにわたり、副議長という大任を無事に務めさせていただきました。これも佐藤前議長、戸坂議長、お二人の温かい御指導をはじめ議員各位、照川市長をはじめとする執行部の皆様の御協力あつてのことと心より感謝をいたしております。

この3年間の貴重な経験を糧に、勝浦市の発展と市民生活の向上のため、なお一層の努力をしていく所存でございます。

3年間の感謝を込めて、退任の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。
(拍手)

副 議 長 の 選 挙

○議長（戸坂健一君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（戸坂健一君） ただいまの出席議員数は15名であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（戸坂健一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（戸坂健一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

投票用紙に記入してください。

〔投票用紙記入〕

○議長（戸坂健一君） 点呼いたします。渡邊事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（戸坂健一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（戸坂健一君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に戸部薫議員及び渡辺ヒロ子議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（戸坂健一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票13票、無効投票2票、有効投票中、鈴木克巳議員10票、長田悟議員3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、鈴木克巳議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木克巳議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾の御挨拶をお願いいたします。鈴木克巳議員。

〔6番 鈴木克巳君登壇〕

○6番（鈴木克巳君） ただいま副議長選挙が行われまして、不肖私が当選者とさせていただきました。ひとえに皆さんの御協力、感謝申し上げます。

私は今期で今年で4期目の議員となります。しかも今年最後の1年間、4期目がこの1年足らずということになりますが、この間、いろいろな面で皆様に御迷惑かけたことも、そして執行部の皆さんにもいろいろな面で御迷惑かけたことも多々あることは自分自身が承知しております。しかし、これも、ひとえに勝浦市発展のためというふうに思ってやってきたところでございます。

今回、副議長という職に就くわけではありますが、戸坂議長を支えながら、微力ではありますが、この議会運営に携わらせていただきたいと思います。

この議会も、勝浦市が始まって68年という長きにわたった前途ある勝浦市議会でございます。そしてもう一つは、今年は特に市長選挙という今後の勝浦市のための市長の改選も行われる年でもありますので、自分も身を引き締めながら、そういうこの時世の議会運営に当たらせていただければというふうに思っています。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

閉 会

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時18分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第25号～議案第26号の総括審議
1. 報告第1号の報告
1. 副議長辞職の件
1. 副議長の選挙

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員